

市政を問う！ 一般質問



大西 誠 議員

資源ごみ持ち去り条例の制定を

問

①本市の資源ごみの持ち去り状況はどうか。

②県下自治体の条例の制定状況は。

③罰則付き資源ごみ持ち去り条例を制定すべきでは。

答

中村市長

①各ごみステーションに持ち去らないよう掲示し、周知を行ってきたが、現在も資源ごみが抜き取られていることは、認識し

ている。

住民からの連絡では、平成22年度、本庁で約20件、中山地区5件、双海地区0件である。中には抜き取り業者の車両による通行障害の苦情も多く含まれている。

②平成21年1月に松山市が施行し、現在は新居浜市・四国中央市・東温市が罰則規定のある条例で持ち去りを禁じている。今治市は、条例で所有権を明記しているが、罰則規定は設けていない。近隣の砥部町は、罰則規定のある条例を平成21年7月から施行し、松前町は、現在制定されていない。③各市町において条例施行後一定の効果をj得ているようで、本市でも、現在平成23年度中の条例制定に向けて、パトロール体制等も含め、検討して

いる。

放置老朽化住宅対策

問

①市内の放置老朽化住宅の実態は。

②市独自で指導・対応はできないか。

答

総務部長

①建築基準法で建築物の所有者、管理者または占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定義されている。しかしながら、明確な老朽化住宅の判断基準がなく、市内全域での実態把握はできていない。

そのような状況下、放置老朽化住宅に関して、今年度2件の相談があり、本市としても、安全で安心なまちづくりの見地から、現場確認等を行ったところである。

②本市では、伊予市安全

で安心なまちづくり条例を施行している。この中で土地建物占有者に対する責務として、土地または建物その他の工作物の適正な管理と地域安全活動及び市の実施する安全で安心なまちづくりに関する施策の協力を求めている。適正な管理をしていただくよう指導を行っている。

消防団の定数見直しは

問

不要な経費削減のため、地域性を考慮した部単位の定数の増減と消防団員定数の見直しを実施すべきではないか。

答

総務部長

団員数は、条例に規定する定員891人に対し、実数は805人で充足率は90・3%である。中山・双海地域の定員割れが顕著で、地域消防力の維持が難しくなる等、危惧し

ている。

近い将来起きると言われている東南海・南海地震への備えとして防災力を整備する必要からも、団員確保に積極的に努めなければならない。

一部の経費負担が条例定数により支出されていることから、実態に合っていない不整合も生じている。

これらを総合的に判断し、地域防災力の減退を引き起こすことのない範囲で、適正な団員定数を求めて定員の見直しを行っていききたい。



出初式（しもなだグラウンド）